

確認制度について

(運営基準等を中心に)

平成25年10月18日

(赤字部分が修正部分)

目 次

1	確認制度について	2
2	運営基準等の確認制度における事項について	4
2 - 1	運営基準に係る論点について	4
2 - 2	業務管理体制の整備について	15

1. 確認制度について

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

[参考] 認定区分

19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定

19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定

19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定

(19条1項2号・3号に該当する場合:保育認定)

(2) 確認制度における運営基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、
学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(運営基準)を満たすこと
が求められる。

このうち、運営基準については、国が定める基準(内閣府令)を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。

国が定める基準については、

ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。

イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。

(3) 確認制度における業務管理体制と情報公表について

(2)に加えて、施設・事業に対しては、子ども・子育て支援法において、業務管理体制の整備(55条等)教育・保育に関する情報の報告及び公表(58条)が求められている。

2. 検討が必要な事項の整理

以上を踏まえ、新制度の施行に向けて、確認制度については、施設・事業の利用定員の考え方・ルール教育・保育施設、地域型保育事業に関する運営基準業務管理体制・情報公表に関するルールを定めていく必要がある。

これらの事項の検討体制については以下の形を想定。

事項	概要	検討の場
利用定員	<ul style="list-style-type: none">各施設・事業の類型に応じた利用定員の設定に関する考え方、整理基本指針(事業計画)と密接に関連	子ども・子育て会議
運営基準	<ul style="list-style-type: none">給付の対象施設・事業として運営上求められる基準について整理認可基準と密接に関連	基準検討部会
業務管理体制	<ul style="list-style-type: none">適正な給付の実施、コンプライアンス体制について整理	基準検討部会
情報公表	<ul style="list-style-type: none">給付の対象となる施設・事業として求められる教育・保育に関する情報について整理基本指針と関連	子ども・子育て会議

2-1. 運営基準に係る論点について

1. 運営基準について

(1) 概要

上記1において記載されているとおり、給付費(委託費)の対象となる教育・保育施設、地域型保育事業の運営に関する基準については、その対象とすべき事項に関する検討が必要となる。

加えて、国基準のうち、

- ・「小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」事項は「従うべき基準」
- ・「それ以外の事項」については「参酌すべき基準」

となることから、この分類に関する検討も併せて必要。

併せて、認可基準において定めている事項又は定めるべき事項との関係についても留意が必要。

介護保険制度における特別養護老人ホーム等についても、認可基準と指定基準において重複している項目、指定基準のみにおいて定められている項目等が存在。

2. 運営基準の主な検討項目等について

(1) 運営基準に規定することを検討する事項について

運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。

分類	主な検討事項（案）
利用開始に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止）・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供・子どもの心身の状況の把握・子どもの適切な処遇（虐待の禁止等を含む）・連携施設との連携（地域型保育事業のみ）・利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）・利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）・特別利用保育・特別利用教育の提供（定員外利用の取扱い）
管理・運営等に関する基準	<ul style="list-style-type: none">・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示・秘密保持、個人情報保護・非常災害対策、衛生管理・事故防止及び事故発生時の対応・評価（自己評価、学校関係者評価、第三者評価）・苦情処理・会計処理（会計処理基準、区分経理、使途制限等）・記録の整備
撤退時の基準	<ul style="list-style-type: none">・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）

(2) 主な検討項目・論点

利用開始に伴う基準

) 提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約

事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面における対応について検討が必要

介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている。

保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

【検討の視点】

- ・事前説明を要する事項としては、例えば、運営規程(後述)において定めることを求める内容などが考えられるか。
特に、施設・事業の選択に資すると思われる、教育・保育の目的・内容(開所日・時間)、職員体制、実費徴収・上乘せ徴収、苦情処理体制などについて、事前に説明することが考えられるか(各内容に係る検討と併せて検討)。
- ・事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とするか。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも考えられるか。
- ・教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、求める手続き等について、検討していくことが必要。

) 応諾義務

利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか。

応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

< 主なご意見 >

- ・正当な理由について、明示しておく必要があるのではないか。保育料を滞納した場合の取扱いは、認定こども園制度における対応の検証を踏まえて、新制度のあり方について検討すべきではないか。
- ・障害児の対応に関して何らかの方針を打ち出すべきではないか。
- ・特別な事情がある場合として、障害児福祉分野との連携を含め、施設・事業の受け入れ能力、体制がない場合の整理をすべきではないか。

【検討の視点】

- ・正当な理由については、定員に空きがない場合、定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、その他特別な事情がある場合などが考えられるか。
- ・このうち、については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をしていく必要があるのではないか。その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度の運用(児童福祉法)との関係、直接契約と委託の違い等についても留意する必要があるのではないか。

) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

< 主なご意見 >

- ・特別な支援が必要な子どもを受け入れる体制が整っている場合には、确实・優先的な選考が必要ではないか。身体的なハンデをもつ子どもや経済的ハンデがあっても、同じように教育・保育が受けられる観点が必要。

【検討の視点】

- ・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法が考えられるか。
- ・特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考することとするか。
- ・保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整することとなる点に留意が必要。(優先利用に係る取扱いの中で整理)

) 支給認定証の確認、支給認定申請の援助

【検討の視点】

- ・支給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うことを基本とするか。
- ・支給認定申請の援助については、介護保険制度などを踏まえ、利用開始時にまだ支給認定を受けていない場合、速やかに申請がなされるよう援助をすることなどが考えられるか(申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能)

教育・保育の提供に伴う基準

) 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

【検討の視点】

- ・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる)、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないことを基本とするか。
- ・地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないことを基本とするか。

< 主なご意見 >

- ・地域型保育事業も、細部の検討は必要であるが、保育所保育指針に準じた保育の保障をしていくべき。

) 子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

【検討の視点】

- ・現行の保育所における基準を踏まえ、以下のような事項が考えられるか。
 - 例) 入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。
 - 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 - 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。

) 連携施設との連携(地域型保育事業のみ)

詳細については、地域型保育事業の認可基準と並行して検討。

【検討の視点】

- ・地域型保育事業を行う事業者に対し、保育内容に関する支援、卒園後の受け皿、の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めていくか。
- ・特に、連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか明示していくことを求めてはどうか。(それ以外の場合であっても、明示することは可能)
- ・教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとするか。

) 上乗せ徴収等の取扱い

施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとするを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とするか。(公定価格に係る検討と並行して検討することとするか)

実費徴収に限度を設けるかどうか。

実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。

実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める。

公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

< 主なご意見 >

- ・経営実態調査等の結果を踏まえた検討が必要であると思うが、法人によって取扱いが異ならないようにした方が良く考える。
- ・実費徴収、上乗せ徴収によって、低所得者があきらめないようフォローする状況を作っていけないか。
- ・実費徴収、上乗せ徴収について、私立学校の独自性を尊重する観点から柔軟なものにしていただきたい。
- ・上乗せ徴収については低所得者等への留意が必要。
- ・給付との関係で整理していくべきではないか。また、理由の明示は必要。

< 参考 > 制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定:抄)

上乗せ徴収

ア 実費徴収

国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付(仮称)の対象とすることが困難な費用(特別な教材費、制服代など)について、実費徴収を認める。

国において、実費徴収の実態(各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額)を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。

低所得者に対しては、公費による補足給付を行うこととし、市町村において、国が定める実費徴収に関する基準、地域における実態を踏まえつつ、必要な給付を行う事業とする。

イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。

)国が定める基準に基づく学校教育・保育であること

)低所得者については、当該徴収を免除すること

)指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動(教育課程終了後に行う体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

__) 特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)

特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等をどうするか。

【検討の視点】

・当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とすることでどうか。

特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要。

管理・運営等に関する基準

) 運営規程の策定

運営規程において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか。

【検討の視点】

・施設法(学則、運営の方法)との関係に留意しつつ、介護保険制度等を参考にしながら、運営規程において定めるべき事項を検討していくこととするか(情報公表とも関連)。

< 参考・運営規程と学則 >

運営規程	学則
指定介護老人福祉施設設備運営基準23条	学校教育法施行規則4条
施設の目的及び運営の方針	修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
従業者の職種、員数及び職務の内容	部科及び課程の組織に関する事項
入所定員	教育課程及び授業日時数に関する事項
入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
施設の利用に当たっての留意事項	収容定員及び職員組織に関する事項
非常災害対策	入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
その他施設の運営に関する重要事項	授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
	賞罰に関する事項
	寄宿舍に関する事項

) 個人情報管理(秘密保持)

支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報 であって、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要。

支給認定証の記載事項については、保育の必要性の認定と並行して検討

【検討の視点】

- ・支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要ではないか。
- ・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないようにする必要があるか。
- ・一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととするか。

) 非常災害対策、衛生管理等

施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制等を整備することを求めるか。

また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めるか。

< 主なご意見 >

- ・衛生管理についても追加すべきではないか。

) 事故発生の防止、発生時の対応

事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか。

< 主なご意見 >

- ・重大な事故が発生した場合、詳細な報告を求め、利用者が見られる形にすることが必要ではないか。

【検討の視点】

- ・事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を求めることが必要ではないか。
- ・その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること、その後、施設・事業内において、事故再発防止のための改善策の検討などを行うことが必要ではないか。
- ・情報の公表について、確認施設・事業に係る都道府県による情報公表制度における公表内容の整理と併せ、その在り方を検討すべきではないか。
- ・また、今後、当該施設のみならず、他の施設・事業においても類似の事故発生防止に資するよう、事故の情報の集約、分析、周知のあり方について、検討していくことが必要ではないか。

評価

教育・保育の質に関する 自己評価、 学校関係者(保護者)評価、 第三者評価のあり方等について、検討が必要。

認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意

その際、特に第三者評価の受審に当たって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要。

< 主なご意見 >

- ・子どもの観点からの自己評価はもとより、長期的には第三者評価をいれることで、質の向上を促していくことが重要ではないか。
- ・自己評価を求めるとともに、第三者評価も努力義務という形で質の向上に努める仕組みが必要。
- ・教育・保育の質の向上の観点からの評価が必要。
- ・すべての施設・事業に求めていくべきと考えるが、規模の小さい地域型保育事業については、体制整備が必要ではないか。

【検討の視点】

- ・自己評価については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とするか。
- ・その上で、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努めることとしていくか(公定価格におけるコスト評価とともに検討)。

苦情処理

【検討の視点】

- ・入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることとするか。

会計の区分

会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)用途制限等の取扱いについて、検討が必要。

< 主なご意見 >

- ・財務諸表の公開、事業ごとの区分経理が前提であると考え、他事業への繰入については制限すべき。
- ・運営主体であるすべての法人の財務諸表は公表すべき。
- ・公費を投入することから、収益事業への繰入を制限するなど、会計区分をしっかりと設けるべき。
- ・監査法人による会計監査が必要ではないか。
- ・各主体に課せられているルールの整合性を図る必要があるのではないか。

【検討の視点】

- ・施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とするか。
- ・公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求めることとするか。その上で、財務諸表の公表を求めることとするか。
- ・区分経理と情報公表を前提とした上で、給付費と委託費との区分けと用途制限の関係について、どのように考えるか。
- ・会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、検討していく必要があるのではないか。

撤退時のルール

給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならないとされているが、この取扱いについて、どう考えるか。

< 主なご意見 >

- ・3ヶ月以上の予告期間を取っている場合であっても、修了・卒園間近の子どもに対して、修了・卒園するまでの間、継続して教育・保育を提供するよう、行政指導等で対応することが必要ではないか。
- ・各主体に課せられているルールの整合性を図る必要があるのではないか。

【検討の視点】

- ・給付の対象施設・事業が撤退し、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が提供されるよう、協力する施設・事業については、利用定員の弾力化に当たって配慮が必要ではないか。

(参考) 特別養護老人ホームの認可基準・指定基準について

特別養護老人ホーム（認可基準） （特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準） （平成11年厚生省令第46号）	介護老人福祉施設（指定基準） （指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準） （平成11年厚生省令第39号）
<ul style="list-style-type: none"> 1 総則 2 基本方針 3 構造設備の一般原則 4 設備の専用 5 職員の資格要件 6 職員の専従 7 運営規程 8 非常災害対策 9 記録の整備 10 （削除） 11 設備の基準 12 職員の配置基準 12の2 サービス提供困難時の対応 13 入退所 14 入所者の処遇に関する計画 15 処遇の方針 16 介護 17 食事 18 相談・援助 19 社会生活上の便宜の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> 1 基本方針 （→3） 2 人員基準（職員の員数、資格要件、専従要件等） （→2） （→23） （→26） （→37） 3 設備基準（設備の専用を含む） （→2） 4～37 運営基準 4 内容・手続の説明及び同意 4の2 提供拒否の禁止 4の3 サービス提供困難時の対応 5 受給資格等の確認 6 要介護認定の申請に係る援助 7 入退所 8 サービス提供の記録 9 利用料等の受領 10 保険給付の請求のための証明証の交付 11 サービスの取扱方針 12 施設サービス計画の作成 13 介護 14 食事 15 相談・援助 16 社会生活上の便宜の提供等

<p style="text-align: center;">特別養護老人ホーム (特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第46号)</p>	<p style="text-align: center;">介護老人福祉施設 (指定介護指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準) (平成11年厚生省令第39号)</p>
<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>2 0 機能訓練 2 1 健康管理 2 2 入院期間中の扱い</p> <p>2 3 施設長の責務</p> <p>2 4 勤務体制の確保等 2 5 定員の遵守</p> <p>2 6 衛生管理等 2 7 協力病院等</p> <p>2 8 秘密保持等</p> <p>2 9 苦情処理 3 0 地域との連携等 3 1 事故発生の防止・発生時の対応</p>	<p style="text-align: center;">(続き)</p> <p>1 7 機能訓練 1 8 健康管理 1 9 入院期間中の扱い 2 0 入所者に関する市町村への通知 (不正行為による保険給付を受けた場合等) 2 1 管理者による管理 2 2 管理者の責務 2 2 の 2 計画担当介護支援専門員の責務</p> <p>2 3 運営規程 2 4 勤務体制の確保等 2 5 定員の遵守 2 6 非常災害対策 2 7 衛生管理等 2 8 協力病院等 2 9 掲示 3 0 秘密保持等 3 1 広告 3 2 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</p> <p>3 3 苦情処理 3 4 地域との連携等 3 5 事故発生の防止・発生時の対応 3 6 会計の区分 3 7 記録の整備</p>

2-2. 業務管理体制の整備について

1. 業務管理体制について

(1) 概要

子ども・子育て支援法では、給付(委託費)の適正な実施を担保していくため、確認を受けた教育・保育施設の設置者、地域型保育事業の事業者に対して、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備した上で、届出を求めるとしている(子ども・子育て支援法55条)。

介護保険制度、障害者自立支援制度と同様

また、届出に当たっては、以下の区分に応じた届出を行い、市町村長、都道府県知事、内閣総理大臣はそれぞれ以下の区分に応じて必要な指導監督を行う。

- ・確認に係る施設・事業が1つの市町村に所在する場合:市町村
- ・確認に係る施設・事業が2つ以上の都道府県に所在する場合:内閣総理大臣(国)
- ・それ以外の場合:都道府県

(2) 主な検討項目

業務管理体制の整備に当たって、設置者、事業者の規模と当該規模に応じて求める整備の内容をどの程度のものとするのか、検討が必要。

[参考]介護保険制度、障害児・障害者支援施策における運用

法令遵守責任者の選任

事業所数 20未満

法令遵守規程の整備

法令遵守責任者の選任

事業所数 20以上100未満

法令遵守に係る監査

法令遵守規程の整備

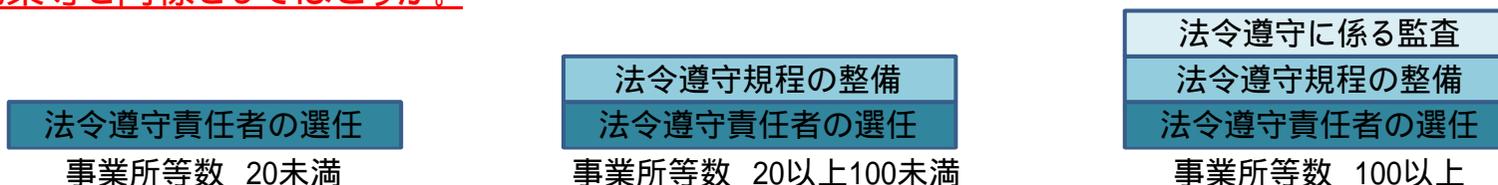
法令遵守責任者の選任

事業所数 100以上

また、上記(1)の整理に従って、国・都道府県に対して届出を行った場合、確認の実施主体である市町村に対して、併せて同様の届出を求めるとについて、検討が必要。

【対応方針(案)】

設置者・事業者の規模と当該規模に応じて求める整備及び届出の内容については、介護保険制度、障害児・障害者支援施策等と同様としてはどうか。



「事業所等数」は、確認を受けている施設又は事業所の数。

同一事業所であっても、異なる事業を行っている場合(小規模保育事業と家庭的保育事業等)は、異なる事業所としてカウント。

届出の内容は、全ての事業者を求める共通事項と、施設・事業者の規模に応じて求める事項について、それぞれ以下を求めることとしてはどうか。

	届出事項	対象設置者・事業者
共通事項	設置者・事業者に関する情報 ・法人の名称又は氏名、所在地 ・代表者の氏名等	すべての設置者・事業者
	法令遵守責任者の氏名等	すべての設置者・事業者
規模に応じた事項	法令遵守規程の概要	事業所等数20以上の設置者・事業者
	法令遵守に係る監査の方法の概要	事業所等数100以上の設置者・事業者

(参考)介護保険制度の例

・法令遵守規程 :法の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したもの(事業者の実態に即したもの)

・法令遵守に係る監査(業務執行の状況の監査)の方法 :監査(内部監査又は外部監査)の担当者、監査の実施方法等

業務管理体制の届出を受けた都道府県、内閣総理大臣(国)は、教育・保育施設、地域型保育事業の確認を行う市町村と密接に連携し、必要に応じて必要な情報を共有することを基本としてはどうか。

内閣総理大臣又は都道府県知事が指導監督を行うときは、確認主体である市町村長と密接な連携の下に行う。(子ども・子育て支援法第56条第2項)

市町村長は、確認を行った施設・事業者について、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して指導監督を行うよう求めることができる。(子ども・子育て支援法第56条第3項)